

## 第8章 会 議

第16条 この会に以下の会を置きます。

・総会 ・学年、学級委員会 ・専門委員会 ・運営委員会 ・役員会

第17条 各会の議決は、出席者の過半数の同意を得て成立します。

第18条 総会

1. 全会員で構成し、この会の最高議決機関とします。
2. 総会は予算、決算、事業計画、規約改正その他重要案件の決定及び役員、会計監査の承認をします。
3. 定期総会は毎年度始めに開催し、臨時総会は全会員の過半数の要求があったとき、または運営委員会が必要と認めたときに、会長が招集します。
4. 総会は、会計年度1回以上開催とします。その定数は、全会員数の過半数（委任状を含む）とします。

第19条 運営委員会

1. 役員、各学年委員の正副委員長、各専門委員の正副委員長で構成し、役員会、各委員会  
で提出された事業計画等を審議決定します。
2. 構成委員の3分の2以上の出席がなければひらくことができません。

第20条 学校長は、役員にはなりません。全ての会合に出席して、意見を述べることもできます。又、各委員会には教職員も属します。

## 第9章 規約改正と内規及び細則

第21条 この規約は総会において出席者（委任状を含む）の3分の2以上の同意を得て改正することができます。

第22条 この規約を補完するものとして内規を、また規約の細かな運用ルール等を細則として運営委員会で制定・改正することができます。また、内規または細則を制定・改正したときは、遅くとも次期総会で報告しなければなりません。

第23条 この規約は平成9年5月2日より施行します。